

# 佐賀県教育委員会訓令甲第1号

本 庁  
教育事務所  
教 育 機 関

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

佐賀県教育委員会教育長 甲斐直美

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令  
(佐賀県教育委員会公印規程の一部改正)

**第1条** 佐賀県教育委員会公印規程(昭和63年佐賀県教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第1条の2</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 佐賀県教育委員会事務局組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。) 第2条第1項に規定する課、組織規則第9条第2項に規定する職にある者及びその者が指揮監督する組織規則第15条の2第1項及び第2項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(2) 課長 組織規則第2条第1項に規定する課の長並びに組織規則第9条第2項に規定する推進監及びリーダーをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第1条の2</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 佐賀県教育委員会事務局組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。) 第2条第1項に規定する課及び同条第2項に規定する組織をいう。</p> <p>(2) 課長 組織規則第9条第1項に規定する課長及び同条第2項の規定により置かれた推進監並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p>
<p>(公印の種類)</p> <p><b>第2条</b> 公印の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>総体2024総括監印</u></p> <p>(8)～(17) 略</p>	<p>(公印の種類)</p> <p><b>第2条</b> 公印の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7)～(16) 略</p>

改正前				改正後																																															
2 略 別表（第3条関係）				2 略 別表（第3条関係）																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>ひな型</th><th>寸法(方ミリメートル)</th><th>公印管守者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>教育危機管理 ・広報総括監印</td><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td><u>総体 2024</u> <u>総括監印</u></td><td>佐賀県教育委員会事務局 総体 2024 総括監印</td><td>22</td><td>/</td></tr> <tr> <td>課印</td><td colspan="3" rowspan="2">略</td></tr> <tr> <td colspan="4">略</td></tr> </tbody> </table>				種類	ひな型	寸法(方ミリメートル)	公印管守者	略				教育危機管理 ・広報総括監印	略			<u>総体 2024</u> <u>総括監印</u>	佐賀県教育委員会事務局 総体 2024 総括監印	22	/	課印	略			略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>ひな型</th><th>寸法(方ミリメートル)</th><th>公印管守者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>教育危機管理 ・広報総括監印</td><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td>課印</td><td colspan="3" rowspan="2">略</td></tr> <tr> <td colspan="4">略</td></tr> </tbody> </table>				種類	ひな型	寸法(方ミリメートル)	公印管守者	略				教育危機管理 ・広報総括監印	略			課印	略			略			
種類	ひな型	寸法(方ミリメートル)	公印管守者																																																
略																																																			
教育危機管理 ・広報総括監印	略																																																		
<u>総体 2024</u> <u>総括監印</u>	佐賀県教育委員会事務局 総体 2024 総括監印	22	/																																																
課印	略																																																		
略																																																			
種類	ひな型	寸法(方ミリメートル)	公印管守者																																																
略																																																			
教育危機管理 ・広報総括監印	略																																																		
課印	略																																																		
略																																																			

(佐賀県教育委員会事務局等職員安全衛生管理規程の一部改正)

**第2条** 佐賀県教育委員会事務局等職員安全衛生管理規程（平成6年佐賀県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(定義)		(定義)	
<b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		<b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略	
(3) 課 組織規則第2条第1項に <u>掲げる</u> 課、組織規則第9条第2項に <u>規定する</u> 職にある者及びその者が指揮監督する組織規則第15条の2第1項及び第2項の規定により置かれた職にある者か		(3) 課 組織規則第2条第1項に <u>規定する</u> 課及び同条第2項に <u>規定する</u> 組織をいう。	

改正前	改正後
<p><u>らなる組織をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 教育機関等 教育機関及び組織規則第2条第2項に掲げる教育事務所をいう。</p> <p>(6) 略</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 教育機関等 教育機関及び組織規則第2条第3項に規定する教育事務所をいう。</p> <p>(6) 略</p>

(教育委員会事務局専決規程の一部改正)

**第3条** 教育委員会事務局専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 教育危機管理・広報総括監 組織規則第8条第1項に規定する教育危機管理・広報総括監をいう。</p> <p>(5) <u>総体2024総括監</u> 組織規則第8条第1項に規定する総体2024総括監をいう。</p> <p>(6) 課長 組織規則第2条第1項に規定する<u>課の</u>課長並びに組織規則第9条第2項に規定する推進監（以下「推進監」という。）並びにリーダー（以下「リーダー」という。）をいう。</p> <p>(7) 室長 組織規則第5条第1項に規定する<u>室の</u>室長をいう。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 副課長 組織規則第2条第1項に規定する<u>課の</u>副課長、組織規則第15条の2第2項及び第18条の規定により置かれた副課長、組織規則第14条に規定する人事主幹及び指導主幹並びに組織規則第15条の2第1項に規定する情報主幹及び指導主幹をい</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 教育危機管理・広報総括監 組織規則第8条第1項の規定により置かれた教育危機管理・広報総括監をいう。</p> <p>(5) 課長 組織規則第9条第1項に規定する課長及び同条第2項の規定により置かれた推進監（以下「推進監」という。）並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p> <p>(6) 室長 組織規則第10条第1項に規定する室長をいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 副課長 組織規則第12条第1項の規定により置かれた副課長及び同条第2項の規定により置かれた企画主幹、組織規則第15条の2第2項及び第18条の規定により置かれた副課長及び企画主幹、組織規則第14条に規定する人事主幹及び指導主幹並び</p>

改正前	改正後
<p>う。</p>	<p>に組織規則第15条の2第1項に規定する情報主幹及び指導主幹をいう。</p>
<p>(10) 副室長 組織規則第5条第1項に規定する室の副室長をいう。</p>	<p>(9) 副室長 組織規則第13条第1項の規定により置かれた副室長をいう。</p>
<p>(11) 係長 組織規則第12条第2項及び第13条第2項の規定により置かれた調整主幹、副主幹及び主幹、組織規則第15条第1項に規定する係長並びに組織規則第15条の2第2項及び第18条の規定により置かれた調整主幹、副主幹、主幹及び係長をいう。</p>	<p>(10) 係長 組織規則第12条第3項及び第13条第3項の規定により置かれた調整主幹、副主幹及び主幹、組織規則第15条第1項の規定により置かれた係長並びに組織規則第15条の2第2項及び第18条の規定により置かれた調整主幹、副主幹、主幹及び係長をいう。</p>
<p>(12)・(13) 略</p>	<p>(11)・(12) 略</p>
<p><u>(総体2024総括監専決事項)</u></p>	
<p><u>第4条の2 総体2024総括監は、次に掲げるものを専決することができる。</u></p>	
<p>(1) 全国高等学校総合体育大会（以下「総体2024」という。）の開催に関すること。</p>	
<p>(2) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）との連携に関すること。</p>	
<p>(3) SAGA部活の推進に関すること。</p>	
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長の権限に属する事務のうち教育長が定めるものの処理に関すること。</p>	
<p><u>(リーダー専決事項)</u></p>	
<p><u>第5条の3 リーダーは、総体2024総括監が専決することができる事務のうち、総体2024総括監が定めるものを専決することができる。</u></p>	
<p>（保健体育課長専決事項）</p>	<p>（保健体育課長専決事項）</p>
<p>第10条 保健体育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p>	<p>第10条 保健体育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p>

改正前	改正後
(1)～(8) 略	(1)～(8) 略 <u>(9) S A G A部活の推進に関すること。</u>

(佐賀県教育委員会電子署名規程の一部改正)

**第4条** 佐賀県教育委員会電子署名規程（平成14年佐賀県教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課長 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）<u>第2条第1項</u>に規定する課の長並びに組織規則第9条第2項に規定する推進監及びリーダーをいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 教育事務所長 組織規則<u>第2条第2項に規定する</u>教育事務所の長をいう。</p> <p>(4) 教育事務所支所長 組織規則<u>第2条第3項に規定する</u>教育事務所支所の長をいう。</p> <p>(5)～(12) 略</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課長 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）<u>第9条第1項</u>に規定する課長及び同条第2項の規定により置かれた推進監並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 教育事務所長 組織規則<u>第17条第1項に規定する</u>教育事務所長をいう。</p> <p>(4) 教育事務所支所長 組織規則<u>第17条第1項に規定する</u>教育事務所支所長をいう。</p> <p>(5)～(12) 略</p>

#### 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。